6　その他

⑴　試験機器の空中線が円偏波の場合において、直線偏波の空中線で測定をしたときは、水平及び垂直成分の測定値の電力和とする。

［削る］

［削る］

⑵　［略］

⑶　［略］

［削る］

［削る］

二十二　混信防止機能（アンテナ一体型）

［１～３　略］

4　測定操作手順

⑴　試験機器が自動的に識別符号を送信する機能を有する場合

ア　試験機器及び測定用空中線の高さと方向を対向させる。

イ　［略］

ウ　［略］

⑵　試験機器が自動的に識別符号を受信する機能を有する場合

ア　試験機器及び測定用空中線の高さと方向を対向させる。

イ～オ　［略］

［５・６　略］

二十三　送信バースト長（アンテナ一体型）

［１～３　略］

4　測定操作手順

試験機器及び測定用空中線の高さと方向を対向させる。以降の測定操作手順は、十の項４に同じ。

［５　略］

［削る］

［二十四・二十五　略］

6　その他

⑴　試験機器の空中線が円偏波の場合において、直線偏波の空中線で測定をしたときは、水平及び垂直成分の測定値の電力和とする。

⑵　２⑵において、スペクトル分析器の検波モードは、サンプルの代わりにＲＭＳを用いることができる。

⑶　⑵において、測定する副次発射のバースト時間率㊟を副次発射周波数ごとに求めた場合は、２⑵において、掃引周波数幅を10MHz程度とすることができる。

注　バースト時間率＝電波を発射している時間／バースト周期

⑷　［同左］

⑸　［同左］

⑹　複数の空中線を有する場合であって、空中線選択方式のダイバーシティ等で同時に受信回路に接続されないときは、同時に受信回路に接続される空中線のみの測定とすることができる。ただし、空中線によって測定値が異なることが懸念される場合や切替えで受信回路に接続されない空中線からの発射が懸念される場合は、この限りでない。

⑺　５⑶及び５⑷において、それぞれの空中線ごとの測定において周波数ごとに測定した値が、許容値を空中線の数で除した値の１／10を超える全ての値を記載し、加算することとする。

二十二　混信防止機能（アンテナ一体型）

［１～３　同左］

4　測定操作手順

⑴　試験機器が自動的に識別符号を送信する機能を有する場合

［新設］

ア　［同左］

イ　［同左］

⑵　試験機器が自動的に識別符号を受信する機能を有する場合

［新設］

ア～エ　［同左］

［５・６　同左］

二十三　送信バースト長（アンテナ一体型）

［１～３　同左］

4　測定操作手順

十の項４に同じ。

［５　同左］

6　その他

十の項６⑴から⑶までに同じ。

［二十四・二十五　同左］